

年金時効特例法が公布・施行されました

1. 法律の概要

「厚生年金保険法の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」（年金時効特例法）の概要について

今までの取扱い

○年金記録が訂正された結果、年金が増額された場合でも、時効消滅により直近の5年間の年金に限ってお支払いしていました。



今後の取扱い

○ 「年金時効特例法」の成立により、時効消滅により受け取ることができなかった分も全期間さかのぼってお支払いします。

2. 対象となる方

○ 既に年金記録が訂正されている方

(1) 年金記録の訂正により年金が増えたが、従来、過去の増額分は時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていた方

⇒〔老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます〕

(2) 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることになったが、従来、過去の分は時効消滅により直近の5年分の年金に限ってお支払いしていた方

⇒〔老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます〕

(3) (1)や(2)に該当する方が、亡くなられている場合には、そのご遺族の方

⇒〔未支給年金の時効消滅分が支払われます〕

※ ご遺族の範囲は、お亡くなりになった当時、その方と生計を同じくされていた方に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。

○ 今後、年金記録が訂正されている方

(4) 今後、年金記録が訂正された結果、従来であれば、上記(1)～(3)と同じように、過去の分は直近5年間分の年金に限ってお支払いすることとなる方

⇒〔増額された老齢・障害・遺族年金や未支給年金が支払われます〕

3. お問い合わせ先

○ 窓口（お問い合わせ及び手続の窓口）

松江社会保険事務所（0852-26-2800）

○ 電話 ねんきんダイヤル（0570-05-1165）平日8:30～17:15

ロボット作りに挑戦 松江高専が公開講座



▲クワガタロボットの製作に挑戦

八月一日、横田コミュニケーションセンターにおいて、松江工業高等専門学校の公開講座が県内で初めて開かれました。子供たちに直接ロボットに触れる機会をつくり、機械技術への関心を持ってもらおうと、久間英樹准教授や学生ら六人を講師に招き、地元出身の同高専学生やOB、奥出雲町商工会が中心となって開催されました。

午後からは、今年世界遺産に登録された石見銀山遺跡の間歩（坑道）内部を調査するための同校が製作した探査ロボット八台が公開され、狭い空間を自由自在に移動するロボットの動きに大きな歓声があがっていました。また、探査ロボットで実際に撮影した貴重な映像が紹介され、参加者は、興味深く見入っていました。

雲南地方屈指の夏祭り、約三百年の歴史と伝統を誇る「三成愛宕祭」が、八月二十四日から二十五日の二昼夜にわたり盛大に開催されました。本祭りの二十四日は、子供たちによる元気な太鼓やマーチングバンドの演奏で始まりました。そして、三成の町並みを一望できる愛宕山に、幻想的なまぼろしの「二夜城」が現れ、参道の灯明に明かりが照らされる中、地元の盆踊り、「仁多御輿連」の威勢のよい御輿担ぎや「仁多乃炎太鼓」の華やかな祭囃子などが披露されました。

賑わいました。また、今年も三成愛宕祭の模様は、ケーブルテレビで生中継され、多くの方にご覧いただきました。



▲祭りを盛り上げた「仁多御輿連」

今年も盛大に 三成愛宕祭

いましました。三成の町には、町内外から多くの方が訪れ、夜遅くまで町しました。

交通事故のない明るい社会を全国キャラバン隊が交通安全を呼び掛けながら、九月三日、島根県庁前を出発し、松江市、海士町、雲南市を経て五日、奥出雲町に来町しました。

歓迎セレモニーで「県交通安全母の会」の赤水照子会長が、内閣府特命担当大臣の交通安全メッセージを和泉副町長へ伝達。その後、町内を広報パレードし、鳥取県へ引継ぎました。

本町では今年に入って、高齢者の係る交通事故が二件発生しており、今回のキャラバンを機に、交通ルールとマナーの普及、町民の交通安全意識の高揚が図られるよう期待します。

横田幼稚園の園児に交通安全を呼び掛けるキャラバン隊一行



「しまね版特区」申請受付

「しまね版特区」は、みなさんが地域の活性化のため取り組もうとしている事業が、様々な規制により実施が困難なときに、規制の特例措置を設けることによってその実現をはかる制度です。

市町村、民間事業者（NPO、住民グループ、民間企業など）どなたでも申請可能です。申請にあたっては、受付期間に関わらずお気軽にご相談ください。

▷申請受付期間 10月1日（月）～10月31日（水）

▷問い合わせ先 島根県地域政策課まちづくり支援グループ

電話0852-22-6234 FAX 0852-22-6042

詳しくは県地域政策課ホームページをご覧ください。

(http://www.pref.shimane.lg.jp/chiikiseisaku/tokku/shimane_tokku/)